

平成 21 年 2 月 6 日  
企業会計基準委員会

## 「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」の公表

### コメントの募集

企業会計基準委員会では、平成 19 年 8 月に国際会計基準審議会 (IASB) と共同で公表した「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意)を踏まえ、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点について検討を重ねてきました。この検討の中には、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い及びそれに関する開示についての論点のほか、支配の定義と支配力基準の適用や、連結対象となる企業、支配が一時的な子会社についての論点が含まれています。

今般、これらの連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点について、広く一般から意見を求めることを目的とした標記の論点の整理(以下「本論点整理」という。)の公表が平成 21 年 1 月 30 日の第 170 回企業会計基準委員会において承認されましたので、本日公表いたします。

本論点整理の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本論点整理で取り上げた論点等につきご意見がある方は、平成 21 年 4 月 13 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメント等を当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール : renketsu@asb.or.jp

ファクシミリ : 03-5510-2717

## 本論点整理の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本論点整理を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本論点整理をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### 【論点 1】 支配の定義と支配力基準の適用について（本論点整理第 9 項から第 24 項）

本論点整理では、他の企業に対する支配の定義や支配力基準の適用について、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いに資するように、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえた改善の是非を検討している。

支配の定義については、企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」及び国際的な会計基準における取扱いに鑑みて、リターンの要素を加味することが考えられる。この場合、「支配」とは、ある企業が自らのためリターン<sup>1</sup>を生み出すように、他の企業の活動を左右するパワーを有していることをいうものとし、この結果、事業を営む典型的な企業のみならず、特別目的会社に対する支配についても、定義上、包含されることがより明確になるものと考えられる。

また、既に我が国では、緊密な者や同意している者の考え方をを用いて事実上支配している企業を連結の範囲に含める取扱いが広く採用されているため、支配の定義が変更された場合でも、事業を営む典型的な企業と特別目的会社を区別することなく、その支配力基準の考え方を引き続き適用することが適当と考えられる。

### 【論点 2】 連結対象となる企業について（本論点整理第 25 項から第 37 項）

連結対象となる企業としては、会社が想定されている場合が多いが、会社以外の企業も連結対象となり得る。このため、本論点整理では、どのような企業であれば、連結対象となるかについて、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえて検討している。

これまで、会社は、連結対象となり得る企業であり、また、一般に、会社以外の法人は、会社に準ずる事業体として取り扱われており、今後もこのような取扱いに異論はないと考えられる。また、組合や信託は、経済的な機能が類似している場合も少なくないが、組合であるか信託であるかによって、出資者又は受益者の会計処理が異なる場合もあるため、組合や信託が、会計上、会社に準ずる事業体に当たるか否かを考えるにあたっては、今後、これらの取扱いができるだけ整合するよう見直していくことが考えられる<sup>2</sup>。

---

<sup>1</sup> 「リターン」は、投資のみならず他の企業への幅広い関与から生じ、当該他の企業の活動によって変動するものであり、プラスにもマイナスにもなり得るものである。

<sup>2</sup> 本論点整理では、「新たな自社株式保有スキーム」に関して必要と思われる取扱いについても整理

### 【論点3】特別目的会社の取扱いについて（本論点整理第38項から第69項）

我が国では、平成10年10月に公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」により、一定の要件を満たした特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとされている。本論点整理では、支配力基準の下、特別目的会社をどのように取り扱うのかについて、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準における取扱い及びその動向を踏まえて検討している。

特別目的会社の取扱いについては、指摘されている問題点や国際的な会計基準の動向等を勘案し、一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いを削除することが考えられるが、引き続き検討することとする。仮に当該取扱いを削除する場合であっても、緊密な者や同意している者の考え方をを用いた支配力基準が相当程度の幅をもって適用されることなどにより、出資者等から独立しているものと判断することが適当であると考えられるものまでが子会社に該当するようなことがないように考慮する必要がある（追加検討②）。

なお、資産の流動化に関する会計基準等を見直すかどうか（追加検討①）や、特別目的会社が関連会社に該当するかどうかについて追加的に留意する点がないか（追加検討③）についても検討している。

### 【論点4】特別目的会社に関する開示について（本論点整理第70項から第81項）

本論点整理では、特別目的会社に関する開示について、他の会計基準等との関係や国際的な会計基準の動向を踏まえながら検討している。

一定の要件を満たす特別目的会社について、その出資者等の子会社に該当しないものと推定するという取扱いを削除するかどうかにかかわらず、特別目的会社の概念は今後も残すことが考えられ、国際的な会計基準の動向を踏まえながら、平成19年3月に公表された企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」を改廃し、特別目的会社及びそれに類似する企業に関する開示を拡充していくものとする。

### 【論点5】支配が一時的な子会社について（本論点整理第82項から第92項）

支配が一時的な子会社について、我が国では連結の範囲に含めないこととされているが、国際的な会計基準においては、一時的な支配を理由に子会社を連結の範囲から除外するのではなく、売却目的保有及び廃止事業の定義を子会社が満たす場合には、財務諸表上、その資

---

している（本論点整理脚注10なお書き参照）。

産、負債及び損益を、その他通常の資産、負債及び継続事業の損益とは区分して表示するという方法が採用されている。

支配が一時的である子会社を、連結の範囲に含めない取扱いと、表示や注記の仕方を工夫した上で連結の範囲に含める取扱いとの間の相違については、引き続き検討するが、両者の取扱いが大きく相違しないとすれば、今後の国際的な会計基準の動向も考慮して我が国の連結会計基準を見直していくことが考えられる。この場合には、表示や注記の問題のほか、測定の問題を合わせて検討することが適当と考えられる。

以 上